大阪公立大学
Osaka Metropolitan University
学術情報リポジトリ

子どもの行動上の困難さによる措置変更のプロセスと支援の課題：施設職員へのインタビュー調査からの分析

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-04-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 伊藤, 嘉余子, 千賀, 則史, 久保, 樹里, 野口, 啓示, 福田, 公教, 石田, 賀奈子, 原田, 旬哉 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00003045

【論　文】

子どもの行動上の困難さによる措置変更のプロセスと支援の課題

―施設職員へのインタビュー調査からの分析―

伊藤嘉余子[1)]　千賀　則史[2)]　久保　樹里[3)]　野口　啓示[4)]
福田　公教[5)]　石田賀奈子[6)]　原田　旬哉[7)]

1）大阪府立大学人間社会システム科学研究科
2）愛知県立愛知学園
3）大阪府教育委員会スクールソーシャルワーカー
4）野口ホーム
5）関西大学
6）神戸学院大学
7）園田学園女子大学

要　旨

本研究では、子どもの行動上の困難さ（施設不適応）によって措置変更となる子どもの措置変更プロセスの現状について、支援内容と職員の意識に焦点をあてて明らかにすることを目的として、施設職員を対象としたインタビュー調査を実施した。インタビュー調査によって取集した12事例について質的データ分析方法に基づき分析した結果、(1) 措置変更のきっかけとなった子どもの行動上の困難の背景には、それまでの施設生活や親子関係が大きく影響しているため、その点に配慮したケアの必要性、(2) 子どもにとって措置変更が受け入れがたい決定であることに配慮して、不満や不安へのケアを行う必要性、(3) 措置変更前後の施設間の連携と「つなぎ支援」の必要性、の３点が示唆された。

キーワード：措置変更、施設不適応、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設

Ⅰ．研究の背景と問題の所在

1）緒言

社会的養護において、乳児院から児童養護施設（以下、養護施設）へ、養護施設から里親へ、養護施設から児童自立支援施設（以下、自立支援施設）へ、といった具合に、児童相談所（以下、児相）の判断により子どもが生活する場所を変更することを一般に「措置変更」という。

措置変更が検討、実施される背景として、子どもの年齢、子どもの「施設不適応」と判断されるような行動上の困難さ、家庭復帰が困難な保護者の状況等が挙げられる。いずれの理由による措置変更であっても、子どもにとって、生活の場が変わる、人間関係や生活環境が変わる、等ということは重大な出来事であり、大きな不安や葛藤が伴う事態だと想像できる。しかし、これまで、措置変更に焦点をあてて行われた先行調査や研究は必ずしも多くないといえる。

２）措置変更と施設間ボーダーレス化

近年、社会的養護の対象全体に占める被虐待児童の比率が大きくなるとともに、何らかの障害等がある子どもの施設入所が増加し、施設間のボーダーレス化が指摘されている。厚生労働省による「児童養護施設入所児童等調査結果」（2013年２月現在）によると、施設入所児に占める障害等のある子どもの割合は、養護施設28.5％、自立支援施設46.7％、情緒障害児短期治療施設（以下、情短施設）72.9％となっている。こうした状況に関連して、大久保・山本（2013）は「本来、情短施設に措置されるべき子どもが養護施設に入所する傾向が強まっている」と指摘している。また八木ほか（2011）も「養護施設において発生している子どもの問題状況は情短施設に匹敵する」と述べ、養護施設からの措置変更理由となる施設不適応の多さの原因の１つとして、施設間ボーダーレス化があると指摘している。

３）措置変更に関する先行研究

数少ない措置変更に関する先行研究の多くが「乳児院から養護施設への措置変更とパーマネンシー」に焦点をあてたものであり、変更時のアセスメントの重要性や、パーマネンシーや愛着理解の必要性を強調するものである（石田 2014、松原 2002、星野ら 1998）。

養護施設－自立支援施設間の措置変更に焦点をあてた論文２本はいずれも2014、2015年に発表された新しいものである。先述した、近年増加している養護施設における障害等児童の入所率の増加や施設間のボーダーレス化等によって、措置変更件数が増え、調査研究の必要性が高まってきているといえよう。

宮川（2014）は、自身が勤務する自立支援施設の入所児童の約半数が養護施設からの措置変更児童である現状を受け、自立支援施設での課題達成後に前籍の養護施設に再措置変更できるような取り組みの重要性を指摘している。

遠藤（2015）は、国立２か所と実質的に自立援助ホームとして機能している１か所を除く全国55カ所の自立支援施設を対象に、養護施設から措置変更された児童全件に関するアンケート調査を実施している。その結果、措置変更理由を概観すると「犯罪（触法）行為」が15.7％であるのに対して「施設不適応」が60.9％であること、措置変更児童の46.1％が就学前に養護施設へ入所してきた児童であることを指摘し、養護施設における養育の質の見直しと「援助の連続性」を念頭に置いた施設間連携の必要性を主張している。

このように、養護施設や自立支援施設等の現場の多くの人たちが、措置変更児童の支援における施設間連携の重要性を認識しながらも、実際には、措置変更理由や変更先施設の援助方針など様々な理由によって、施設間連携を有機的に展開できている事例は少ないのではないだろうか。現段階で、措置変更のプロセスや配慮事項等について国レベルで定められたガイドラインのようなものはなく、各施設、現場において、ケースバイケースで措置変更を行い、各ケースにおける支援の難しさに苦慮しているのが現状ではないだろうか。

Ⅱ．研究の目的

上記のような施設入所児童の状況と問題意識を踏まえ、本研究では、子どもの行動上の困難さによって措置変更となる子どもの措置変更プロセスの現状について、支援内容と職員の意識に焦点を当てながら明らかにすることによって、子どもにとって措置変更時に必要な支援について考究することを目的とした。

Ⅲ．施設間の措置変更と用語の操作的定義

措置変更が検討・実施される背景・理由等に着目すると、措置変更は以下の３つに大別することができよう。(1) 乳児院からの措置変更に代表されるような「子どもの年齢（超過）による措置変更」、(2) 里親家庭への変

更、情短施設等での治療終了後など「より良い養育環境を提供するための措置変更」、(3) 非行や暴力等「施設不適応による措置変更」。どのような理由であっても、措置変更の目的は「その子どもにとっての最善の利益の実現」であるべきである。しかしながら、３つめの「施設不適応による措置変更」は、その子どもにとって「自分の言動等が原因で施設から出される、罰としての措置変更」と受け取られるリスクが高い。そこで本論文では「施設不適応」という言葉を引用以外の文脈ではなるべく用いないこととし、３つめの措置変更については、子どもに非があるというニュアンスが前面に出ない表現を用いることを意図して「子どもの行動上の困難さによる措置変更」と定義した。

Ⅳ．研究の方法

１）調査対象

2014年度において情短施設あるいは自立支援施設への措置変更事例のある養護施設1か所、自立支援施設２か所、情短施設２か所の協力を得て、「他施設から情短または自立支援施設に措置変更となった事例」を12事例取集し、これらを分析対象とした（表１）。対象施設の選定については、本調査研究の研究協力者の紹介等を通じて、スノーボール・サンプリング方式で抽出した。

２）調査方法と内容

あらかじめ郵送したインタビューガイドに基づき、半構造化面接によるインタビュー調査を実施した。インタビューには、各施設において、当該ケースについて十分把握している職員（家庭支援専門相談員、主任指導員、当該児童の担当職員など）に対応して頂いた。インタビュー実施時期は2015年11月24日から12月29日である。インタビュー所要時間は、１事例あたり平均約70分であった。

表１　分析対象事例の一覧

	措置変更	年齢	変更理由	保護者の状況	他施設入所歴	特記事項
事例 1	養護→自立	14	職員への暴力	父子家庭，性的虐待	乳児，養護，自立	特別支援学級在籍
事例 2	養護→自立	15	非行，職員への暴力	DV 家庭，母施設入所	養護，自立	成績不良
事例 3	養護→自立	14	暴力，わいせつ	没交渉	乳児，養護，自立	怠学，知的に問題はなし
事例 4	自立→自立	14	他児への暴力	実父母，虐待歴なし	児童自立のみ	発達障害，ADHD 疑い
事例 5	情短→自立	13	性加害	没交渉	養護，里親，情短，自立	施設入所前に親戚宅を転々
事例 6	養護→自立	14	他児への暴力	没交渉	乳児，養護，自立	ADHD 診断あり
事例 7	養護→自立	13	性加害	母入院，実家なし	養護（1～3），情短，自立	きょうだい全員施設入所中も交流なし
事例 8	自立→自立	14	職員への暴力	母子家庭，面会あり	児童自立のみ	最初の入所理由は非行
事例 9	養護→情短	11	性加害	母子家庭	児童養護，情短施設	きょうだい全員施設入所中
事例 10	養護→情短	6	施設による養育困難	実父母，虐待歴	児童養護，情短施設	知的障害，発達障害
事例 11	養護→情短	8	暴言，暴力	実母・継父，虐待歴	児童養護，情短施設	療育手帳 B2
事例 12	養護→情短	6	性的な行動	実母・複数の父，没交渉	乳児，養護（1・2），情短施設	外国籍

インタビューガイドに示した調査内容は、措置変更となった事例に関する情報を時系列に質問するものになっており、具体的には、①どこからどこへの措置変更か、②措置変更理由、③措置変更となった子どもの基本情報（当該施設への入所理由、家族の状況、他施設入所歴など）③措置変更説明の方法と説明時の子ども・家族の反応、④措置変更前後における施設間の連携状況、⑤措置変更後の子どもと前籍施設との交流等、⑥措置変更準備期間の支援内容と子どもの様子、⑦措置変更直後のアドミッション・ケア、⑧当該児童の措置変更に際して、特に工夫・苦慮した内容、⑨当該事例全体を通しての学び、である。

インタビューの際、調査協力者及び施設長の承諾を得てICレコーダーを用いてインタビュー内容を録音した。インタビューは、施設内の面接室等で行い、インタビュー対象者以外の人間に話が漏れることのないよう配慮した。

３）分析方法

インタビューの録音データを文字に起こしたテキストデータを佐藤郁哉（2008）による質的データ分析方法に基づき、「事例－コード・マトリックス」を用いて分析を行った。具体的には、①データ切片化、②オープン・コーディング、③焦点的コーディング、④事例－コード・マトリックスを用いた事例中心の分析、⑤事例－コード・マトリックスを用いたコード中心の分析、⑥第一段階の再文脈化（データベース化）⑦第二段階の再文脈化（ストーリー化）、の手順で分析を行った。焦点的コーディングで得られたコードを基に、事例－コード・マトリックスを作成し、第一段階としての再文脈化を行い、サブカテゴリーとカテゴリーを抽出した。さらに、第二段階の再文脈化では、カテゴリー間の関係性を探索しながら、措置変更モデルの図式化を行い、ストーリーラインを作成した。

４）倫理的配慮

インタビューに先立ち、本インタビュー調査の趣旨、内容、方法、録音の是非、結果の公表方法、データの破棄等について文書及び口頭にて説明を行った上で、インタビューに協力頂けるかどうか判断を仰ぎ、同意書に署名を頂いた。本調査については、大阪府立大学大学院人間社会学研究科の倫理審査委員会の承認を得ている。

Ⅴ．結果と考察

本研究においては、結果と考察を合わせて記述する。それは、先述した質的分析プロセスそのものに考察の要素が含まれており、結果と考察を分けるのは適切ではないと判断したためである。

１）カテゴリーの説明

分析の結果、テキストデータから99のコードを抽出した。その後、それらのコードを38のサブカテゴリーにまとめ、それらを17のカテゴリーにまとめた。さらにそれらのカテゴリーから７つのカテゴリーグループを生成した。以下、カテゴリーグループを【　】、カテゴリーを＜　＞、サブカテゴリーを≪　≫で記述する。

カテゴリーグループⅠ：【措置変更を検討することになった子どもの状況】

子どもの行動上の困難さによる措置変更となった子どもの状況について、以下の３つのカテゴリーに集約できた。

＜子どもの状況＞

発達課題による措置変更となった子どもの多くが2か所以上にわたる複数の≪施設入所歴≫があった。また、学力不振や発達障害等といった≪子どもの心身の状況≫が措置変更のきっかけとなる後述する＜外在化した子どもの行動＞に影響していることがうかがえた。

具体例：家庭でも施設でもかなりのかなりの被害を受けてきてて、発達障害がベースにあって、家庭基盤もない状態で施設を転々としてきている性加害の子ども（事例７）

＜措置変更前の施設での生活＞

措置変更に至るまでの施設生活において、複数の措置変更や「問題行動をして捨てられたという経験」から≪繰り返す養育者変更による傷つき≫体験を子どもたちがもっているとのことであった。また、措置変更後に以前の≪施設生活における被害体験≫が子どもによって語られることも多いとのことであった。

具体例：前の施設で「怒っているふりをしたら良い結果がもたらされた」という悪い学習の積み重ねをしていた（事例10）

＜外在化した子どもの行動＞

前述した＜子どもの状況＞や＜措置変更前の施設での生活＞による影響や相互作用等により、子ども自身が抱える葛藤やストレスが、他児への暴力や性加害等の形で行動化される。こうして表出した＜外在化した子どもの行動＞を契機に、子どもの情短施設や自立支援施設への措置変更が検討され始めることとなる。具体的には、職員や他児への暴力、性加害、非行行為等である。

具体例：それまで継続していた親との面会がパタッと止まった。それから職員に対して暴力とか他児への威圧とかが多くなってきて（事例１）

カテゴリーグループⅡ：【措置変更説明時の子どもの反応】

措置変更説明時の子どもの反応については、以下の３つのカテゴリーに集約できた。

＜不満＞

まず、自分の行動に対する罰として措置変更を受けとめようとする子どもが多いこともあり、「自分のしたことの代償として措置変更は重過ぎる」といった≪変更理由への不満≫をあらわす子どもが多いとのことであった。また、変更先施設種別への不満や家庭復帰ではないことへの不満といった≪変更先への不満≫もあるとのことであった。

具体例：蹴っただけで（自立支援施設に）措置変更になるなんてという驚き（事例４）

＜不安＞

措置変更に際して、子どもは大きく2つの不安を訴えることが多いという。１つは、前いた施設/職員に捨てられるといった≪過去との断絶への不安≫である。もう１つは、家族との面会の可否を含む≪変更先施設での生活への不安≫である。

具体例：きょうだいに会いたいというのはずっと言うてて。変更後も面会できるのかっていうのは何度も訊かれました（事例11）

＜不満から諦めへ＞

発達課題による措置変更となる子どもの多くが、変更に対して強い不満や不安を示すが、次第にその状況を

受け入れていく「あきらめ」に似た反応を示すようになるという。この種類の措置変更では、変更に関する説明については一時保護所にて行われることがほとんどであるが、説明の中で、自分の行動の振り返り等≪自分の課題への気づき≫につながる話がされるという。また、家庭に帰れない現状や前いた施設に戻れない理由といった≪自分の環境への気づき≫も促されることによって、次第に、措置変更という受け入れがたい状況に諦めに近い納得を示すようになるとのことであった。

具体例：しぶしぶという感じですよね。最低限の納得という感じ（事例６）

カテゴリーグループⅢ：【子どもに対する措置変更の意味づけと同意の獲得】

子どもにとって納得しがたい措置変更をどうにかして受け入れてもらい、少しでも前向きな気持ちで次の施設に移動して欲しいという思いから、以下の３つの関わりが実践されていることがわかった。

＜内省の促し＞

子ども自身の行動によって措置変更が検討されることになったということを丁寧に説明する等≪変更理由の理解促進≫や≪本人の変化/成長の必要性の説明≫が繰り返し行われているとのことである。

具体例：まず「あかんことをしたからうちの施設に来た」ということははっきりと伝えています。児相から伝えてもらったんですけど（事例９）

＜エンパワメント＞

子どもにとって納得しがたい措置変更ではあるものの、少しでも前向きな気持ちで次の施設での生活をスタートさせて欲しいという思いから、変更先で獲得できるスキルの強調など≪本人の成長の強調≫が行われていた。また、子どもにとって納得しがたい変更理由と関連させて≪新生活での目標の明確化≫を促進するような対話が重ねられていることがわかった。

具体例：一時保護所に面会に行って「うちの施設に来たら何を頑張りたいかな？」っていう話をして、ペーパーを一緒に作るんです（事例12）

＜子どもの不安/不満の軽減＞

発達課題による措置変更となる子どもの多くは、複数回にわたる措置変更を経験してきていることから、過去との断絶に対する不安が強いという。そのため≪見捨てられ不安へのケア≫を変更前/変更先施設ともに丁寧に行おうという姿勢が強かった。また、変更先である情短施設や自立支援施設に対して必ずしもポジティブなイメージをもてていない子どもも多いため、施設見学や変更先施設職員との面会といった≪変更先施設生活の不安へのケア≫も積極的に行われていることがうかがえた。

具体例：一時保護所に施設のパンフレット持って行って「こんなところだよ」と説明します。あと施設見学にも来てもらって、ここで生活するんだよと（事例12）

カテゴリーグループⅣ：【子どもと家族との関係】

措置変更以前や施設入所以前からの親子関係は、措置変更を検討するきっかけとなった行動化やその後の援助プロセスにも大きく影響していると考えられる。ここでは以下の２つのカテゴリーに集約できた。

＜措置変更前からの親子関係＞

措置変更前から、保護者との交流が全くない等、子どもにとって「帰る場所がない」という≪養育困難な養育者の状況≫は、子どもの情緒の不安定に影響していることがうかがえた。また、施設入所前の≪子どもの被

虐待体験≫は、子どもの行動化に影響しているのではないかという語りが多かった。

具体例：お母さんの精神疾患がすごく強くて。「自分もそうなっちゃうんじゃないか」という怖い妄想を抱えてて「普通になりたい」って必死で生きてる（事例11）

＜措置変更準備期の親子関係＞

措置変更が検討され始めてから、保護者が子どもの行動を責めたり、引き取れる状況にないのに家庭復帰の可能性や意志を子どもに示したりする等≪保護者から子への不適切な働きかけ≫が、措置変更プロセスにおける子どもの反応や行動等に、少なからず影響を与えているとのことであった。その理由として、子どもにとって「この施設を出る時は家へ帰る時」といった漠然とした「家庭復帰への思い」ともいえる≪子どもから親への思慕と期待≫があることが語られていた。しかし、現実には家庭復帰は困難な状況であり、そうした現実理解への支援が行われていた。

具体例：どうしてもお母さんのその時の気分で接することが多くて、子どもの気持ちを振り回してしまう（中略）なので「お母さんが寂しいから会わせる」みたいなことではなしに「本人の改善のためにお母さんにも協力して欲しい」という話をしました（事例９）

カテゴリーグループⅤ：【措置変更後の子どもへの「今ここでの支援」】

措置変更後に行われる支援は、大きく【今ここでの支援】と【これからに向けた支援】の２つに分けることができた。このカテゴリーグループは、前者の支援に関する内容であり、以下の２つのカテゴリーに集約された。

＜変更後施設での配慮＞

まず、多くの施設が、≪受入直後のアドミッション・ケア≫をかなり手厚く行っていることが明らかになった。この背景には、必ずしも今回の措置変更やその理由に納得していない子どもに対して、この施設で前向きな気持ちで生活をスタートしてもらいたいという思いがあることがうかがえた。同様な理由から≪措置変更を成功体験に≫意味づけできるような関わりやケアが意識的に展開されていることがわかった。さらに措置変更に対する≪不満からの反発≫といえる子どもの行動への対応に苦慮しているとの語りもあった。

具体例：そもそも措置変更に納得してないし（中略）脱走しては前いた施設に逃げていく、それを迎えに行くの繰り返し（事例３）導入日課の３日間で職員と関係づくりやここでの動機づけとかここでどう頑張るかみたいな意味づけをしていくと（事例６）

＜変更前施設と連携しながらの支援＞

この措置変更対応では、変更前に生活していた施設で、性的な課題を表出したり、様々な暴力の加害/被害を体験したりしている子どもが多いということから、≪本児のニーズに合った支援≫を変更前施設と情報共有しながら展開されているとのことであった。

また、「問題行動をして捨てられた」という見捨てられ感や、「もう前の施設に帰れないのではないか」という不安を感じている子どもが多いことから≪子どもの見捨てられ不安へのケア≫を大切に行っているとの語りが多くみられた。

具体例：児相と施設の心理とで（略）連携を密にしてプログラムをしっかり立てて（事例７）前いた施設の先生に「この子の課題は何でしょう？」と訊いて（事例11）

カテゴリーグループⅥ：【措置変更後の「これからに向けた支援」】

このカテゴリーグループは、次の措置変更（より良い養育環境への措置変更）に向けた支援に関する内容で構成され、以下の２つのカテゴリーに集約された。

＜変更前施設への復帰に向けた支援＞

多くの子どもが、変更前にいた施設への復帰を望んでいるとのことであったが、本児自身が前いた施設で暴力等の「施設不適応」と判断されるような行動化をしていることもあり、実際には、変更前いた施設への復帰は困難であるという。しかし、変更後施設として、少しでもその可能性を探ってあげたいという思いから≪変更前施設から本児への関心の保持≫が可能になるような関わりや、≪前の施設職員との関係調整≫を行っていることがわかった。また、変更前施設に、行動化した頃の子どもとは違うと伝えられるよう≪本児の変化・成長支援≫を意識した支援を展開しているとの語りもあった。

具体例：何回もこちらから出向いて、その子の頑張っていることや成長を伝えていくことで「また受け入れてみようか」と前いた施設の態勢が変わってきたというか（事例６）

＜親子関係調整＞

措置変更のきっかけとなった行動の背景には、施設入所前からの家族・親子関係も大きく影響している。そのため≪親への不満に対するケア≫や「あなたは大切な存在だ」とわかってもらえるような≪生い立ちの整理≫が行われていることが明らかになった。

具体例：自分がどこで産まれてどんな子だったか知らなかったので、その子のライフストーリーの整理を今ここにいる間にやった方がいいと（事例６）

カテゴリーグループⅦ：【子どもにとっての措置変更のリスク】

このタイプの措置変更が子どもに与えるリスクに関する語りで構成されるカテゴリーグループで、以下の2つのカテゴリーに集約された。

＜子どもの見捨てられ不安の増長＞

前にいた施設における、本児自身の暴力等の行動化が原因で措置変更となっていることから、変更前施設が変更後にアフターケアとして関わり続けることや、治療等が終了した後の再入所に対して、消極的であるという。こうした≪変更前施設からの関わりの欠如≫が子どもの「見捨てられ不安」を増長し、さらなる情緒不安定や行動化を促進するのではないかとの語りがあった。また、情短施設や自立支援施設の特性から、子どもへのケアの中で「次の措置変更」を意識せざるを得ない状況にあるため、子どもにとって≪繰り返される再措置変更≫への不安が大きいのではないかとの語りも多かった。

具体例：「また戻っておいで」と言われたと子どもは言うんですけど、（前いた）施設は、そんなことはないと。（中略）理由や今後について曖昧でごまかされたままで来てしまっているので、やっぱりだんだん本人も事情がわかってきて、寂しさというか…（事例12）

＜措置変更理由の理解が困難＞

子どもにとって「自分の行動が原因である措置変更」との自覚は少なからずあるものの、≪納得しがたい理由≫であり、その不満が変更先での生活態度や他の子どもとの関わり等にも影響を与えているのではないかという語りが多かった。また、「前いた施設にはいられなくなった」という事実については、しぶしぶながらも受け入れようとするものの、児相や前いた施設からの≪理由説明の不十分さ≫や、変更先の施設種別に対する不満など≪他に選択肢がない不満≫が「納得を強制された措置変更」という子どもなりの意味づけとなり、そ

の後の反発・反抗につながっているのではないかということであった。

> *具体例：一時保護してその後帰れないって最初から言うたら暴れたりという心配もあったんで、騙し討ちっていったら失礼ですけど、その時すでにもう戻れないのはわかっていたけど一応「一時保護所でよく考えて相談して」って形でね（事例２）*

２）子どもの行動上の困難さによる措置変更のモデルとストーリーライン

次に、これらのカテゴリーについて、相互の関連性を探索しながら、「子どもの行動上の困難さによる措置変更モデル」の図式化を試みた（図１）。このモデルのストーリーラインについて、以下の３点に焦点をあてて述べる。

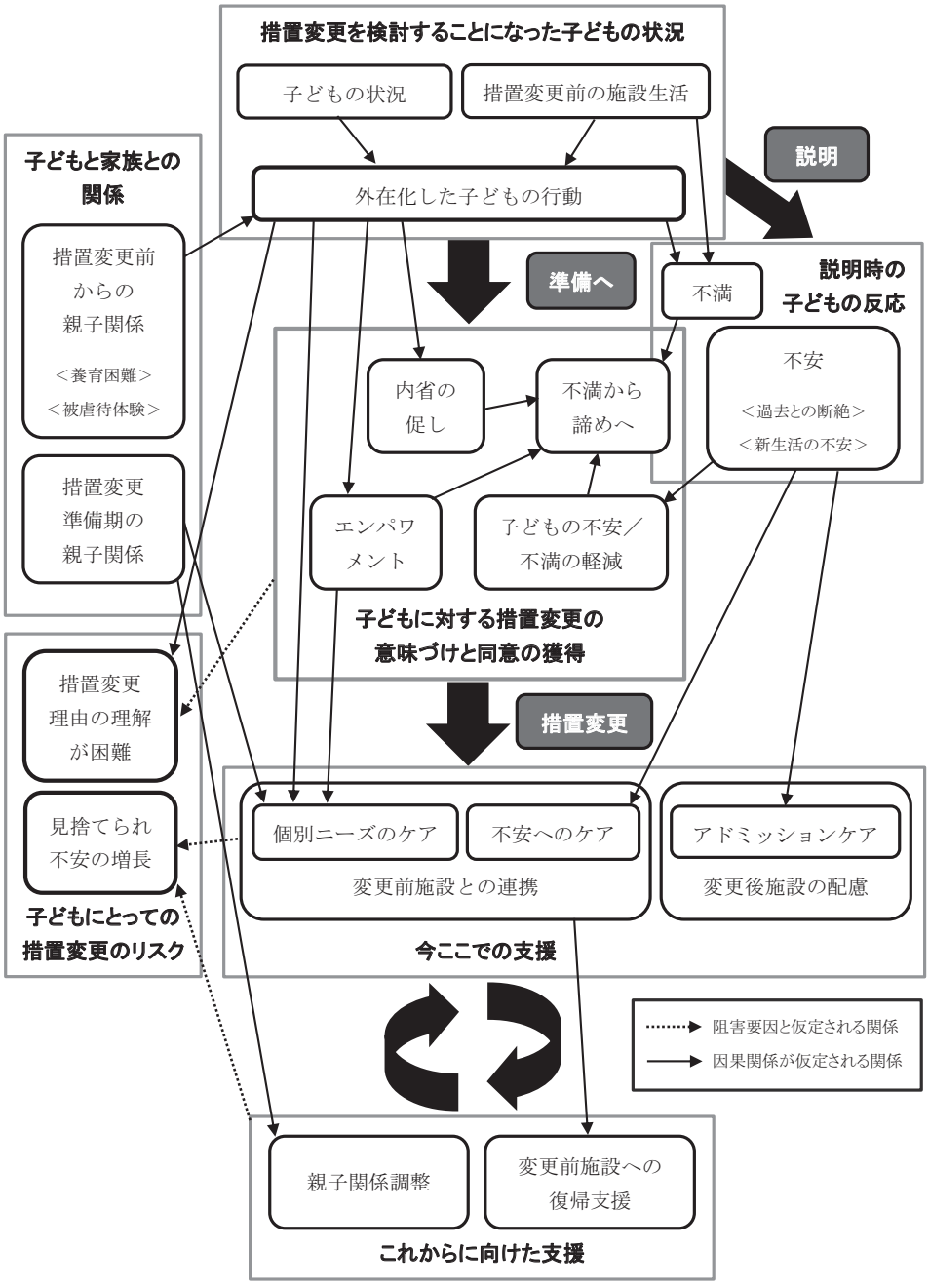


図１　子どもの行動上の困難さによる措置変更のプロセス

①子どもの行動化と生育歴との関係

このタイプの措置変更となる子どもの多くが、複数の施設入所歴、被虐待体験、発達障害や知的障害など、非常に複雑で深刻な生育歴であることが明らかになった。措置変更が検討されるに至った直接の理由は、非行や性加害等といった＜外在化した子どもの行動＞であるが、その背景にある＜措置変更前からの親子関係＞や＜措置変更前の施設生活＞における被害体験等について十分理解した上でケア・支援を行わなければ、根本的な問題の解決や本人の成長発達にはつながらないといえよう。

また、措置変更の時点で、＜外在化した子どもの行動＞の背景への理解や共感が乏しいまま措置変更の理由説明や準備が進められることによって、子どもの＜不満＞や＜不安＞が増大することも語りの中からうかがえた。しかし、こうした子どもの不満に対して、行動化に対する＜内省の促し＞や新生活で獲得できるスキルの強調等を通した＜エンパワメント＞といった関わりを通して、不満を抱えたままではあるものの子どもの気持ちは＜不満から諦めへ＞と変化し、措置変更に対して「最低限の納得」ともいえる心境になっていくとのことである。

ここでの説明が曖昧である等、措置変更に至るプロセスへの疑問や不満が大きいと、子どもの中で＜措置変更理由の理解が困難＞という課題が残り、その後の生活に前向きになれなかったり、変更先施設で強く反発・反抗したりする等といった影響が出てくる。

②子どもにとっての措置変更と提供される支援・ケア

上述した「最低限の納得」の上で措置変更となった子どもにとって、措置変更とはどのような意味をもち、どのような支援が提供されるものなのか。

措置変更によって、生活の場や人間関係が変わるため、子どもにとって＜不安＞は大きい。しかし、措置変更準備期間から、変更先施設による施設見学や面会、変更前の施設による丁寧な対話や励まし等の＜子どもの不安/不満の軽減＞のためのケアが行われることによって、不満・不安は少し軽減される、また、≪新生活での目標の明確化≫などの＜エンパワメント＞のための支援が行われることによって、不安や不満を残しながらも、子どもは措置変更に対して少しは前向きな気持ちになることができるという。

措置変更後は、まず、変更先施設での手厚い≪受入直後のアドミッション・ケア≫が子どもに提供されることによって、不安の軽減や新生活への動機づけ等が行われる。次に、措置変更の理由となった＜外在化した子どもの行動＞に焦点を当てた≪本児のニーズに合った支援≫が＜変更前施設と連携しながら＞提供される。

措置変更で受け入れた子どもへの支援・ケアにおいて、変更前施設との連携は非常に重要であるといえる。その理由として、変更前施設への復帰を期待している子どもが複数いること、子どもにパーマネンシーを保障できるような適切なケアを行うためには、子どものこれまでの育ちを知っている養育者の存在が重要であること、の２点が挙げられる。

そのため、変更先の施設では＜変更前施設への復帰に向けた支援＞が様々な形で展開されるとともに、＜親子関係調整＞を含めた生い立ちの整理やライフストーリーワークが積極的に実践されようとしていることがわかった。

③措置変更と子どもの「見捨てられ不安」

先述したように、措置変更となった子どもの中で「前いた施設に戻りたい」という希望をもつ子は少なくない。それだけ、前いた施設や職員への愛着が強いことが伺える。しかし、自分の行動が原因となってその施設を追い出されてしまった。自分の行動が原因とはいえ「見捨てられた」という悲しみやショックが子どもを襲

い、子どもの情緒や行動をさらに不安定にさせる可能性も小さくないという。

そのため、措置変更の準備段階や措置変更後において、子どもの「見捨てられ不安」へのケアが何重にもわたって行われている。まず、措置変更前の説明や意味づけの段階における≪見捨てられ不安のケア≫である。これは、変更前施設の役割である。具体的には、「措置変更で見捨てたわけではない」という説明や、変更後の定期的な交流の約束等が行われる。しかし、実際には、変更後次第に面会の頻度が減ったり、再入所の受入を断ったりする等によって＜子どもの見捨てられ不安の増長＞が促進されるケースも少なくない。

子どもが、自身の生育歴の中で抱えることになった課題に向き合い、克服していくためには、その時に関わる施設職員や専門職だけではなく、過去にその子どもの養育に関わったあらゆるおとなが一緒に子どもを支えるという関わりの必要性が示唆された。

Ⅵ. 結論と課題

1）結果から得られた「措置変更プロセスに必要な支援」の仮説的モデル

本調査の結果から得られた仮説的知見について、以下のような内容にまとめることができる。

(1) 子どもの行動上の困難さによる措置変更に至った直接の理由は、子ども自身が起こした行動（非行、性加害、暴力など）であるが、その点だけを強調して措置変更を進めるのではなく、「外在化した子どもの行動」の背景にあるものへの配慮が伝わるような説明が必要である。

(2) 子どもにとって措置変更が受け入れがたいものであることに十分理解・共感した上で、「変更後の施設生活での目標の明確化」や「見捨てられ不安へのケアの約束」等といった「子どもの不満・不安へのケア」を行う必要がある。また、措置変更時の前後の施設による「つなぎ支援」といえる「アドミッション・ケアとアフターケアの融合された支援」が展開される必要がある。

(3) 自立支援施設や情短施設への措置変更において、必要な治療や支援が終了した後の「出口」（再措置変更の受入施設）の確保は重要な課題であり、措置変更時から再措置変更を意識した支援・取り組みが必要であり、とりわけ、養護施設との連携は重要課題である。

(4) 子どもの外在化した行動の背景には、措置変更前からの親子関係が影響していることも多いため、子どもへの支援だけでなく、親子関係調整を中心としたファミリーソーシャルワークをしっかり実践していくことが重要である。

以上の４点の内容を視覚的に示した仮説的モデルが図２である。

2）社会的養護施設としての措置変更施設間の連携とバックアップ機能

2011年７月に取りまとめられた「社会的養護の課題と将来像」においては、社会的養護を必要とする子どもの状況に応じて、各施設がそれぞれの機能を補強しあうような関係をもちつつ、連続的な支援プロセスを保障していくことができるような支援のあり方が重要とされている。つまり各施設が相互のバックアップ機能を果たしながら、措置変更となった場合も、子どものパーマネンシー保障を意識した支援や連携を展開することの必要性が示されているといえる。

情短施設からの意見として「社会的養護の見直しと近未来像に向けて」（2010）の中で「１つの施設で子どもを育て上げることには限界がある」とした上で、養護施設等で不適応問題が起こった際には、一時的に情短施設などの専門支援施設を利用して子どもを治療するような体制が必要であると指摘している。

また、自立支援施設からの意見として、宮川（2014）は、養護施設が措置変更で送り出す子どもに対して「もう無理」「もう二度と見たくない」という状況に至ってから措置変更するのではなく、「今この子には治療



図２　行動上の困難さによる措置変更プロセスの仮説的モデル

（訓練・枠組み）が必要」「頑張ったらもう一度やり直しに帰って来い」という思いを養護施設がもち、18歳や20歳まで続く長い養育という視点で、施設間連携をとっていくべきだと主張している。

今後は、養護施設・自立支援施設・情短施設がお互いの役割や専門性等を理解・認識し合いながら、相互にバックアップ機能を果たしつつ、一人ひとりの子どものニーズにあった養育・支援を提供していくことができるような仕組みづくりや「つなぎ支援」を実践するための連携体制の構築等が必要といえよう。

また、養護施設での養育が困難となった子どもの措置変更先として重要なバックアップ資源の１つである情短施設の不足は大きな課題である。2016年４月現在、情短施設は48か所で、養護施設600か所と比してはるかに少ない。社会的養護のセーフティーネットとして、各地域における情短施設の増設、治療・支援機能の拡充は喫緊の課題といえる。

３）本研究の限界と今後の課題

(1) 措置権をもつ児相を対象とした調査研究の必要性

調査結果から、措置（変更）の決定権限をもつ児相の重要性が強く示唆されたといえる。例えば、措置変更となる子どもや家族への説明について児相職員が担うことが多い点、行動上の困難さによる措置変更ケースの多くは一時保護所を利用するという点、措置変更の説明方法・内容や、変更後の交流・面会等について児相から指示があることが多い点などが挙げられる。

こうしたことから、今後、措置変更のあり方についてさらに議論し、検討を進めていくためには、児相を対象とした調査研究は必須であると考える。

(2) 措置変更を経験した子どもを対象とした調査研究の必要性

今回の調査研究は、子どもの養育を担う大人である施設職員を対象に、その実態や意識を問う形で実施した。そのため、この調査研究から得られた結果からいえることは、大人からみた措置変更の全体像でありストーリーであるという限界がある。措置変更を複数回経験した子どもが複雑な課題や困難を抱えていることが今回の調査結果からも明らかになっており、子どもにとっての措置変更がどのような意味をもつのか、子どもはどう感じ、どう考え、生活を受け入れてきたのかという「子どもからみた措置変更」についても明らかにする必要があると考える。実際に調査するとなると様々なハードルがあることが予想されるが、子どもを対象とした措置変更に関する調査研究についても今後必要となると考える。

謝辞

本調査研究は、平成27年度厚生労働省：子ども・子育て支援推進調査研究事業「措置変更ケースにおける支援内容や配慮事項に関する調査研究事業」（主任研究者：伊藤嘉余子）の一部として実施したものである。本調査研究にご協力頂いた関係諸氏に深謝いたします。

文　献

- 遠藤洋二（2014）「児童養護施設から児童自立支援施設へ措置変更となった児童に関する実態調査：児童自立支援施設に対する全国調査の中間報告」『非行問題』（221），pp.117-133.
- 星野政明ほか（1998）「乳児院から『措置変更』される子どもたち」『一宮女子短期大学研究報告』（37），pp.335-343.
- 石田賀奈子（2014）「社会的養護における『養育の連続性』の保障に関する一考察：乳児院から児童養護施設への措置変更プロセスを中心に」『神戸学院総合リハビリテーション研究』10(1)，pp24-34.
- 厚生労働省（2011）「社会的養護の課題と将来像」
- 厚生労働省（2015）「児童養護施設入所児童等調査結果」（平成25年２月１日現在）
- 松原康雄（2002）「要養護児童のパーマネンシー保障について：乳児院から児童養護施設への措置変更をめぐって」『明治学院論叢』（673），pp1-21.
- 宮川哲弥（2014）「児童養護施設との連携実践～措置変更から再措置変更に向けての取り組み」『非行問題』（220），pp.135-146.
- 大久保牧子・山本恒雄（2013）「問題行動により，児童養護施設で不適応を起こした児童の支援」『日本子ども家庭総合研究所紀要』第50集，pp.1-17.
- 八木修司ほか（2011）「児童養護施設と情緒障害児短期治療施設における児童の虐待の有無と問題行動についての比較研究」『関西福祉大学社会福祉学部研究紀要』14(2)，pp.141-147.
- 全国情緒障害児短期治療施設協議会（2010）「情緒障害児短期治療施設　社会的養護の見直しと近未来像に向けて」

The issue of the support and the process of changing a measure to another Residential Care Institution by the reason of a child behavioral difficulty —Consideration based on the interviews with the workers of the institutions—

Kayoko Ito[1)], Norifumi Senga[2)], Juri Kubo[3)], Keiji Noguchi[4)]
Kiminori Fukuda[5)], Kanako Ishida[6)], Junya Harada[7)]

1）Osaka Prefecture University
2）Aichi Gakuen
3）School Social Worker（Osaka Prefecture）
4）Noguchi Home（Foster Family Home）
5）Kansai University
6）Kobe Gakuin University
7）Sonoda Women's University

Abstract

This study aimed to clarify the Realities of the process of changing a measure to another Institution by the reason of a child behavioral difficulty (Maladjustment). This study focuses on practice and opinion of workers of each Institution. The research method chosen was Case-Code-Matrix.

The analysis results revealed three special needs below; (1) Understanding and care of the background of the child's behavior which led the changing a measure, (2) Understanding and care to the frustration and anxiety of children cannot be satisfied with the decision to the changing a measure, (3) Cooperation for "Link for Permanency-Planning" between the institutions before and after the changing a measure.

Key Words: Changing a measure, Maladjustment in Residential care Institution,
Residential care Institution for Children,
Residential care Institution Juvenile delinquent,
Short-term Treatment Institution for Emotionally Disordered Children